平成27年2月定例会

小平・村山・大和 衛生組合議会

日 時 平成27年2月18日(水)

場 所 小平·村山·大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成27年2月定例会

日 時 平成27年2月18日(水) 場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

1番 虻 川 浩 2番 磯 山 亮 3番 平野ひろみ 4番 細 谷 正 5番尾崎利一 6 番 中野志乃夫 7番 中間建二 8番 森田憲二 9番 木 村 祐 子 10番 須 藤 12番 藤 野 11番 濱浦雪代 茂

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

管理者小林正則 副管理者 尾崎保夫 副管理者 藤野 勝 切 位 山下俊之会計管理者 水口 篤 事務局長 村上哲弥総務課長藤野信一 業務課長 小暮与志夫計 画課長 木村 西 参事(施設整備) 片山 敬総務課長補佐 利光良平

議事日程(第1号)

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 小平・村山・大和衛生組合職員の分限に関する条例の 一部を改正する条例
- 第 4 議案第 2号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4号 平成26年度小平·村山·大和衛生組合一般会計補正 予算(第2号)
- 第 7 議案第 5号 平成27年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第 8 議案第 6号 平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算
- 第 9 議案第 7号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公 務災害補償等組合規約の変更について

午前9時27分 開議

○議長【森田憲二】 おはようございます。本日は、開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので、ご了承願います。

議事終了後、管理者から報告がございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【森田憲二】 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【森田憲二】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

- 1番 虻川浩議員
- 5番 尾崎利一議員
- 11番 濱浦雪代議員

以上3名の方にお願いいたします。

- 日程第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合職員の分 限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 小平・村山・大和衛生組合職員の給 与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【森田憲二】 日程第3、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第5、議案第3号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」まで、以上の3件につきましては関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案第1号、議案第2号及び議案第3号につきましては関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

本案は、職員の病気休暇及び心身の故障による休職における通算制度の導入、 結核性疾患に係る休暇・休職及び給与の特例の廃止、及び、子の看護休暇の対 象の拡大等について、東京都や他市との均衡を踏まえた制度の適正化を図るた め、組合が準拠しております小平市と同様の提案をさせていただくものでござ います。

また、職員の給料の改定等につきましても、組合が準拠しております小平市 と同様の提案をさせていただくものでございます。 改正の主な内容でございますが、議案第1号につきましては、心身の故障による休職の期間を現行の「2年を超えない範囲内」から「3年を超えない範囲内」に拡大するとともに、休職から復職後1年以内に同一の疾病等により再び休職する場合は休職の期間を通算することとするほか、3年まで延長することができるとされている結核性疾患による休職の期間の特例を平成27年3月1日から廃止するものでございます。

議案第2号につきましては、同一の疾病等による病気休暇は90日を上限に過去1年間分を通算するとともに、休職後、復職した日から起算して1年以内は当該休職と同一の疾病等による病気休暇を受けることができないこととするほか、これまで1年を超えない範囲とされてきた結核性疾患による病気休暇の特例と、病気休暇が90日を超えた場合の給料の半減措置を平成27年3月1日から廃止するものでございます。また、子の看護休暇につきましては、その対象事由が「負傷し、又は疾病にかかったその子の世話」の場合は、これまでの「小学校就学の始期に達するまでの子」から「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に平成27年3月1日から拡大するものでございます。

議案第3号につきましては、結核性疾患による休職の期間が3年に達するまでは給料表の8割を支給することができるとする特例を平成27年3月1日から廃止することのほか、職員の給与等の改定等について提案をさせていただくものでございます。

職員の給与の改定についてでございますが、平成26年度の東京都職員の給与につきましては、公民格差の解消のため、プラス0.13%、月額平均で521円引き上げる改定を実施いたしました。組合におきましても、民間における給与水準を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改定を実施するものでございます。

給与改定の主な内容でございますが、第1点目として、給料表の改定でございます。行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)を、平成26年度の改定後の東京都給料表に準じた内容に改定を行うものでございます。なお、この給料表の改定につきましては、平成26年4月1日に遡及して実施いたします。

第2点目として、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。平成27年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.125月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の3.95月から4.20月とするものでございます。なお、平成26年度につきましては、平成27年3月期の期末手当の支給月数を0.25月分引き上げるものでございます。また、再任用職員につきましても、同様に平成27年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を、現行の2.10月から2.20月とし、平成26年度につきましては、平成27年3月期の期末手当の支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。これらの給与改定に伴う平成26年度の人件費の増加額につきましては、おおむね200万円程度を見込んでおり、この増加に係る費用につきましては補正予算で対応したいと考えております。

第3点目として、期末・勤勉手当に係る職務段階別加算制度の改正についてでございます。職務の権限と責任に応じた処遇をより適切に実施するために、平成27年3月1日から職務段階別の加算割合を東京都に準じた内容に改正いたします。具体的な加算割合は規則に定められておりますが、この改正にあわせて、必要な規定の準備を行うものでございます。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対して説明をして、了承を得ているところでございます。

以上が3議案の内容でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

- ○5番【尾崎利一】 ご説明、ありがとうございます。今、これらの3議案については、組合職員の皆さんには説明をされて了解を得ているというご説明でしたけれども、構成3市の状況と、構成3市における労働組合等との合意の状況について伺います。
- ○総務課長【藤野信一】 給与改定についての構成3市の職員団体との妥結状況でございますが、3市とも12月議会で可決しております。その前段で職員団体と交渉いたしまして、合意を得まして、それぞれ12月議会で同様の内容で可決しているところであります。
- ○5番【尾崎利一】 給与についてはそういうことですけれども、他の二つの 議案についての3市の状況はどうなのでしょうか。
- ○総務課長【藤野信一】 他の病気休暇、休職の通算規定についての状況でございますが、平成26年4月1日現在では、小平市その他、2市を除いて、多摩地域で24市町がこういった制度を既に実施しております。
- ○5番【尾崎利一】 ちょっと今よくわからなかったので、もう一度お願いします。済みません。
- ○総務課長【藤野信一】 病気休暇、それから休職処分の通算規定のことですが、構成3市の中では小平市のみがこういった制度を導入しておりませんでしたので、12月議会で条例の改正をしております。東大和市と武蔵村山市では既にこういった制度を導入しております。
- ○1番【虻川浩】 1点だけお尋ねいたします。分限に関しましてですけれど も、当組合職員の中に、これまで長期休職、あるいは業務命令に反する等の分 限に係る事例があったのかどうか、その辺をお示しいただきたいと思います。
- ○総務課長【藤野信一】 分限についての処分でございますが、組合では過去にそういった事例はございません。
- ○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論については一括して行います。

(「討論なし」の声あり)

〇議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。採決につきましては、議案ごとに行います。

まず、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

次に、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

次に、議案第3号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

日程第6 議案第4号 平成26年度小平·村山·大和衛生 組合一般会計補正予算(第2号)

○議長【森田憲二】 日程第6、議案第4号「平成26年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第4号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算 の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,331万6,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,956万8,000円とするものでご ざいます。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産収入及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費を増額し、塵芥処理場費を減額するものでございます。また、3市共同資源物処理施設生活環境影響調査(現況調査)業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

補正の内容につきましては事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 平成26年度一般会計補正予算(第2号)につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。補正額でございますが、 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,331万6,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を16億4,956万8,000円とするものでございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為でございます。3市共同資源物処理施設生活環境影響調査(現況調査)業務委託について、平成27年度から平成28年度にわたりまして、2,181万6,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。

3款、財産収入、1項1目、利子及び配当金でございます。基金の運用益が 予算額を上回ったことなどにより、増額するものでございます。

次に、4款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は、主に後ほど説明いたします歳出の減に伴い、減額するものでございます。

次に、6款、諸収入でございます。2項1目、雑入は、アルミなどの金属類の資源化において、当初見込んでいた価格を上回る価格で売り払いができたことなどによる増額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出予算の補正内容につきまして、説明いたします。

2款、総務費、1項1目、一般管理費のうち、2節、給料、3節、職員手当等、及び4節、共済費は、派遣職員の人事異動、給与改定等による変動分を精査したことに伴うものでございます。

11節、需用費は、例規類集追録費用が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

13節、委託料は、二次健診受診者の減により、減額するものでございます。

2目、財産管理費、13節、委託料は、契約差金を減額するものでございま

す。

25節、積立金でございます。職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整 備基金は、運用益の増による増額でございます。

次に、3款、塵芥処理場費、1項2目、塵芥処理維持管理費でございます。 11節、需用費では、消耗品費のうち薬品油脂類で主に焼却灰の処理に使用するキレート剤及び尿素の使用量が減ること、燃料費は焼却施設の運転計画の変更によりガス使用量が増えること、光熱水費は電気料金の燃料調整費が増えることなどにより、節全体としては減額するものでございます。

次に、6、7ページから、8、9ページにかけてでございます。

13節、委託料、15節、工事請負費、16節、原材料費、及び18節、備品購入費につきましては、主に契約差金が生じたことによる減額でございます。

2項1目、塵芥処理場建設費、13節、委託料でございます。3市共同資源物処理施設が稼働することによる周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査するに当たり、現在の施設周辺環境を把握するため、3市共同資源物処理施設生活環境影響調査(現況調査)業務を実施するものでございます。本業務は、環境省廃棄物対策課長通知の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠し、業務内容については、調査事項の整理、調査対象地域の設定及び現況把握(現地調査及び文献・資料調査)を予定しております。本業務が平成28年度にわたることから、債務負担行為の設定をあわせてお願いするものでございます。

10ページ、11ページにつきましては、給与費明細書でございます。

12ページ、13ページをお開きください。債務負担行為の平成26年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

以上が補正予算(第2号)の説明でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○5番【尾崎利一】 第2表の債務負担行為のところと、8ページ、9ページ

の3市共同資源物処理施設生活環境影響調査業務委託に関連してですけれども、これは資源物処理施設建設を前提として、それを進めていくための一つの手続として行われるものという認識を持っていますが、周辺住民の方々は反対をしていると。それから、周辺住民の理解を得た後に建設に着手していくという理事者合意からも反して計画を進めることになってしまうのではないかと考えますが、その点についての見解を伺います。

○計画課長【木村西】 こちらの現況調査業務委託でございます。これまでに開催いたしました説明会などにおきまして、住民の方からも環境影響に関する定量的なデータのいち早い開示を望む声なども強くあったところでございます。こちらの業務につきましては、これらのご意見にお応えいたしまして、基本構想の計画では平成27年度からの着手という計画でございましたが、このうちの現況調査部分につきまして平成26年度から前倒しをして実施をするものでございます。

○5番【尾崎利一】 そうすると、住民の疑問に答えるための調査であって、 資源物処理施設を建設するために踏むべき手続とは関係ないという認識でよろ しいのですか。

○計画課長【木村西】 事業の推進につきましては、平成25年8月に、3市の市長、また、組合管理者から表明をさせていただいているところでございます。その上で、住民の方に対しましては丁寧な説明をしまして、少しずつでも理解を深めていただけるように努力をしているところでございます。そのようなことから、今回の現況調査業務委託をご提案させていただくものでございます。

○5番【尾崎利一】 今のご答弁は、この生活環境影響調査そのものは施設建設を推進していく上で行うものだという理解でよろしいのですか。

〇計画課長【木村西】 こちらの業務委託につきましては、事業を推進するこ

とも一つございます。また、地域住民の方の要望にいち早くお応えするという ところの部分も含まれております。

- ○1番【虻川浩】 それでは、補正の審議でございますので、歳入予算補正、 雑入のところで1点お尋ねいたします。アルミの売り払い等につきまして、こ れは640万円ほど補正でプラスということのようですけれども、要は単価の 上昇ということであるのか、あるいは回収量の増加ということであるのか、そ の辺の状況をお示しいただければと思います。
- ○総務課長【藤野信一】 雑入の件でございますが、過去2年間で一番低い単価を見込んでおりましたが、契約の時点で見込みよりも単価が上昇しておりましたので、その分、増額をしたということでございます。
- ○業務課長【小暮与志夫】 量の関係でございますけれども、売り払い量につきましては、全て減少の傾向、予定よりも少ない状況でございます。
- ○1番【虻川浩】 それでは、関連しまして、使用済み小型家電の資源化です とか、あるいは財源化的なところについてのお考えがあれば、お聞かせいただ きたいと思います。
- ○業務課長【小暮与志夫】 小型家電の売り払いにつきましてですけれども、 平成26年4月1日から組合に搬入されてきております粗大ごみをピックアップいたしまして、小型家電といいましても、その中でも比較的大きいものですね。粗大ごみに関してピックアップをして、小型家電のリサイクル法のルートに乗せた処理を行っております。これも売り払いができておりまして、実績としましては、今年度の1年間の予測ではおおむね126トンの実績を見込んでおります。
- ○1番【虻川浩】 今、126トンというお話でしたけれども、これは金額に 直すと、どのぐらい見込めるでしょうか。
- ○業務課長【小暮与志夫】 おおむね1年間で82万円程度を見込んでおりま

す。

○3番【平野ひろみ】 先ほどの調査のことで伺います。環境調査のことですけれども、住民の要望に応えて1年前倒しで始めたということで、この調査の結果報告ですとか現況の報告について、住民に対して今後どのように、定期的に説明とか報告を出していくのかどうかのお考えを伺えればと思います。

○参事(施設整備)【片山敬】 今回補正をお願いする生活環境影響調査でございますけれども、まず第一段階で、仮称ではございますけれども、調査計画書、調査の範囲ですとか項目、内容を定めた段階で資料としてお示しをしたいと。それを平成26年度にと考えております。そして、平成27年度は現況調査、四季調査、春夏秋冬の調査に入るわけでございますけれども、その都度、データがまとまりましたらお示しをしていきたいと考えてございます。

○7番【中間建二】 3市共同資源物処理施設生活環境影響調査業務委託 2,181万6,000円の債務負担行為が設定されていますけれども、この業務委託についてはもう既に委託先が決まっているのか、それとも何らかの競争なりプロポーザルなりの形で委託が決まっていくのか、このあたりのことと、それから、もう少し詳細に、この業務委託によってどういう内容を調査し、どの程度の段階で情報提供をしていくのか、そのあたりを。この積算根拠といいますか、この金額でどういう調査ができるのか、当然詰まっているかと思うのですが、そのあたりの内容について詳細にご説明いただきたいと思います。

○参事(施設整備)【片山敬】 業者のほうですが、この議会で議決いただきましたら、指名競争入札でお願いしたいと考えておりまして、現状ではもちろん決まっておりません。

それから、内容につきましては、この施設の建設による環境影響要因と申しますか、これにつきましては、施設の操業、搬出入車両の走行、この二つがございます。調査内容につきましては、先ほども申し上げましたが、調査事項の

整理、調査対象地域の設定、現状把握等をいたします。調査項目につきましては、具体的に大気質、これは四季調査ですね。それと、騒音、振動、悪臭、最後に交通量ということを考えてございます。

生活環境影響調査というのは、最終的には予測をして、影響の評価を行って、報告書の取りまとめ、ここまでの仕事が一連の仕事でございます。このうち、今回補正をお願いするのは調査事項の整理、調査対象地域を設定した現況調査までということになりまして、先ほども申し上げましたけれども、その都度、調査計画書、仮称ではございますけれども、これができた段階、こんな調査をこういう形でやっていきますよという報告書ができた段階、それから、春の調査データがまとまった段階、夏のという形で、順次公表していきたいと考えてございます。

○7番【中間建二】 指名競争でやられるということですけれども、指名競争であれば出せる情報等も制約があるかと思いますが、現況で、この点については定例会前の資料要求はしていませんでしたけれども、この業務委託における調査内容等についての資料提供というのはできるのでしょうか。

○参事(施設整備)【片山敬】 生活環境影響調査の内容につきましては、施設整備地域連絡協議会に9月の段階で資料をお示しし、10月、11月と協議をいただいて、承知をいただいた内容でございます。その資料はございますので、お示しすることは可能でございます。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「討論なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

議案第4号「平成26年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長【森田憲二】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

- 日程第7 議案第5号 平成27年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 日程第8 議案第6号 平成27年度小平·村山·大和衛生 組合一般会計予算

○議長【森田憲二】 次に、日程第7、議案第5号「平成27年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、及び日程第8、議案第6号「平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第5号及び議案第6号につきましては関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、効率的で安定的したごみ処理事業の運営を図ってまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

平成27年度の予算総額は、16億5,000万円でございます。分担金につきましては、平成26年度と比較いたしまして1億円多い、14億5,000万円のご負担をお願いするものでございます。また、3市共同資源物処理施設発注支援業務委託につきましては、債務負担行為を設定するものでございます。

具体的な内容につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしくご決 定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、平成27年度一般会計予算の内容に沿いまして説明をいたします。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の 参考資料の1ページをごらんください。

事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項にもございますとおり、引き続き関係法令を順守し、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき、ごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。また、あらゆる機会を通じ、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成27年度主要工事等でございますが、定期的な補修工事のほか、3号ごみ焼却施設灰クレーンバケット整備工事、4・5号ごみ焼却施設 DCS制御装置更新工事、粗大ごみ処理施設破砕機等補修工事、3市共同資源 物処理施設整備実施計画策定業務委託などを予定しております。

次に、2ページをごらんください。組織市3市で予測した衛生組合へのごみ搬入量でございます。平成27年度は、可燃ごみが計6万3,242トン、不燃ごみが計8,479トン、合計で7万1,721トンを見込んでおります。前年度の当初予算時と比べ、981トン少なくなっております。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の平成 27年度算出資料でございます。分担金は、運営経費分と施設整備基金分を合 計し、14億5,000万円をお願いする予定でございます。平成26年度と比較すると、1億円の増となっております。

それでは、予算書に沿いまして、内容を説明いたします。

予算書の表紙をおめくりください。議案第6号の第1条に記載のとおり、平成27年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ16億5,000万円を計上してございます。前年度当初予算と同額でございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為でございます。3市共同資源物処理施設発注支援業務委託について、平成28年度に442万8,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

ページを4枚ほどおめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。 歳入でございます。

1款、分担金及び負担金でございます。分担金額につきましては、均等割 10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度当初予算と比較し、1億円の増額となっております。

2款、使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づき、電柱 及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による、土地の使用料でござい ます。

3款、国庫支出金でございます。3市共同資源物処理施設整備実施計画策定 業務委託等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4款、財産収入は、基金に対する運営益の見込額を計上いたしました。

5款、繰入金でございます。財政調整基金からの繰り入れは、前年度当初予算と比較し、1億1,025万9,000円の減額となっております。

6款、繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7款、諸収入でございます。1項1目、組合預金利子は、歳計現金に対する 預金利子でございます。 2項1目、雑入は、アルミなどの金属類の売り払いを見込んでおります。 次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款、議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、共済費には東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負担金、また、旅費につきましては、組合議員改選の年に当たりますことから、行政視察旅費を計上いたしました。

2款、総務費でございます。1項1目、一般管理費は、給与などの人件費及 び事務費等でございます。

1節、報酬は、公務災害補償等審査会及び情報公開審査会の委員に対する報酬でございます。

- 2節、給料は、特別職4人、一般職17人の給料でございます。
- 3節、職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。
- 4節、共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

次に、8ページ、9ページでございます。

- 8節、報償費には、研修会講師謝礼、功労者表彰の記念品代を計上いたしま した。
 - 9節、旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。
 - 10節、交際費は、昨年度と同額でございます。
- 11節、需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。
- 12節、役務費は、インターネット使用料、筆耕料及び施設見学時の傷害保険料でございます。
- 13節、委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機

器等保守整備委託でございます。施設等維持管理委託及び機器等保守整備委託 は、次の2目、財産管理費から科目変更してございます。

14節、使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料、 及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

次の10ページ、11ページにまたがりますが、19節、負担金、補助及び 交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修会などの負 担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が 主な内容でございます。

次に、2目、財産管理費でございます。11節、需用費は、車両の燃料費、 及び各種設備や車両等の修繕料などでございます。

- 12節、役務費は、郵便料・電話料、建物総合損害保険料などでございます。
- 14節、使用料及び賃借料は、小平市から借りております土地の借上料、及び財務会計システム借上料が主な内容でございます。
- 18節、備品購入費は、会計事務用チェックライター、運搬用フォークリフトを購入するものでございます。
- 25節、積立金でございます。職員退職手当基金は条例に基づき職員給料の 4%相当分を、財政調整基金は平成26年度歳計剰余金見込み額の2分の1相 当額を、施設整備基金につきましては1億5,300万円を、それぞれの基金の 運用益と合わせ、積み立てをいたします。
 - 27節、公課費は、自動車重量税でございます。
- 3目、公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担 金でございます。
- 2項1目、監査委員費には、監査委員の報酬及び所要の経費を計上いたしま した。

次に、12ページ、13ページでございます。

- 3項1目、余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に 要する費用でございます。
 - 8節、報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。
- 11節、需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び 修繕料などでございます。
 - 12節、役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。
- 13節、委託料は、施設の管理や警備及び水質検査に要する委託料でございます。
- 14節、使用料及び賃借料は、AED(自動体外式除細動器)の借上料でございます。
 - 15節、工事請負費は、足湯施設の石橋設置工事に要する費用でございます。
- 18節、備品購入費は、作業用の三脚、脚立などを購入するものでございます。
- 次に、3款、塵芥処理場費でございます。1項1目、塵芥処理総務費、9節、 旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。
- 14節、使用料及び賃借料は、資源物の売却先立入検査等に係る有料道路通行料でございます。
- 19節、負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。
- 2目、塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び粗大ごみ処理施設等 の維持管理に要する経費でございます。
- 11節、需用費でございます。14ページ、15ページにかけてごらんください。需用費においては、電気料金の増などの理由により、前年度に比べ、増額となっております。

なお、修繕料につきましては、平成23年度から25年度までの決算額の平 均額をもとに積算をしております。

12節、役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送受信するための 通信料及びごみクレーン3基の法定検査料でございます。

13節、委託料でございます。参考資料の12ページから14ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などの委託、施設等維持管理委託は焼却施設などのプラント運転業務、
炉内清掃などの委託、測定等委託は各種環境測定業務の委託、機器等保守整備
委託は各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

予算書に戻りまして、14、15ページの15節、工事請負費でございます。 参考資料の14ページ中段から15ページにかけて詳細を記載してございます。 焼却施設では、燃焼設備の定期補修のほか、3号炉灰クレーンバケット整備工 事、4・5号炉DCS制御装置更新工事などがございます。粗大ごみ処理施設 では、破砕機等補修工事がございます。その他共通工事では、緊急性を要する 故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう、所要の経費を計上いたしました。

また予算書に戻りまして、14、15ページ下段、16節、原材料費でございます。焼却炉のストーカ部品及び粗大ごみ処理施設の破砕機の部品などを購入するものでございます。

18節、備品購入費は、ボックスパレット、空気呼吸器などを購入するものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

27節、公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気 汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

2項1目、塵芥処理場建設費でございます。8節、報償費は、勉強会における講師及び手話通訳者への謝礼でございます。

- 9節、旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。
- 11節、需用費は、事業用消耗品費及び3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会お茶代等でございます。
 - 12節、役務費は、施設見学会の傷害保険料でございます。
- 13節、委託料は、3市共同資源物処理施設に係る生活環境影響調査(現況調査)業務委託、施設整備実施計画策定業務委託、及び発注支援業務委託、並びに不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託等でございます。
- 14節、使用料及び賃借料は、3市共同資源化事業施設見学会のバスの借上料でございます。
- 4款、公債費でございます。1項1目、元金は、平成17年度及び平成18年度の部分更新施設整備工事に伴う起債の元金の償還でございます。
 - 2目、利子につきましては、起債の利子の償還でございます。
 - 5款、予備費は、1,632万2,000円を計上いたしました。
- 18ページから23ページまでは、給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。
 - 24ページ、25ページは、債務負担行為に関する調書でございます。
- 26ページは、地方債の現在高、現在高見込額など、地方債に関する調書でございます。

以上が、平成27年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた平成27年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

- ○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。
- ○6番【中野志乃夫】 説明、ありがとうございました。まず最初に、私のほうで資料要求をさせていただきました、ごみ処理施設のアンケート調査云々と

いうこと、要は焼却炉に関して一応資料は提供していただいたのですけれども、 ここの点について伺わせていただきたいと思います。この内容で見ると、アン ケートということで各プラントメーカーにこれを依頼して、1月30日が回答 期限となっているのですけれども、回答というのはどうなっているのでしょう か。まずそれをお聞きします。

○参事(施設整備)【片山敬】 1月の末付でこのアンケートをお願いしたわけでございますけれども、現在、1社については完全な内容ではないのですが、基本配置図については2社から回答を得ているという状況でございます。

○6番【中野志乃夫】 その回答内容はまだ出せない状況なのですかね。それと、私はもともと焼却炉は大変気になっていたのですけれども、この議会でも本当に、それこそ3市共同資源物処理施設よりも喫緊の課題であるということをずっとうたっていて、何で動きがないのか不思議だったのですけれども、まず基本的なことでお聞きしたいのは、焼却炉の動きに関して、ちょっと過去の繰り返しの質問になるかもしれませんが、何でこういう議会に出さずに先行的に話が進んでいたのかですね。つまり、3市共同資源物処理施設のことと一緒にやるべき内容ではないかとも思っていたのですけれども、それが議会でずっと出されなかった経緯というのは何かあったのですか。

○参事(施設整備)【片山敬】 総合的に3施設を考えていく、その中で上流側の施設から具体化をさせていきますということで、これまで一連の答弁をさせていただいていると思います。ちょっと話はずれますけれども、このプラントメーカーのアンケートで見ていただくとわかるのですけれども、この焼却施設の検討の前提は、規模、カロリー、それから、アンケートに示してございませんけれども、見かけ比重、ごみの単位容積重量ですね。こういう前提事項を入れないと検討はできないわけです。そうなってきますと、上流側である資源物処理施設がしっかり容器包装プラスチックのリサイクルをしていく、その前提

で今ようやく、おおよその規模も出てき、カロリーも推計ができ、そのことによってプラントメーカーにアンケートをお願いすることができたということでございます。決して秘密裏に行っていたということではございませんで、そういう条件整備のためにも、資源物処理施設、粗大ごみ処理施設の具体化というのは先行して進める必要があったわけでございます。この報告については年度内には取りまとめ、管理者にまずは報告をしたいと考えてございます。

○6番【中野志乃夫】 この間はそういう答弁なのですが、ただ、この組合でいるいろ視察も行かせていただきました。いろいろな施設も見学したり、資料ももらっている中で、いわゆる中間処理施設、とりわけ資源化施設を先行して、それから焼却の検討もするということは、そういう事例は見たことがなかったわけです。何でうちの施設だけそういう形になったのか、どうしてもそれが私は疑問なのです。普通だったら一体として判断して、大体どこの、この間の沼津もそうでしたけれども、計画を立ててきている経過があるので、ちょっとその辺がいまだ私はよく理解できないところです。

それと、あわせて、今、これでこうやってきたけれども、予算的にはもとも とどのぐらいを想定しているのでしょうか。焼却炉に関して。

○参事(施設整備)【片山敬】 前段のスケジュールの話は繰り返しになりますので、私どもとすれば、制約がある中で、もちろん資源物処理施設も粗大ごみ処理施設もごみ焼却施設もそれぞれ地域があり、用地上の制約もあり、その中で固めていく必要があると。こういう理由があるから上流側から明らかにしていくということをさせていただきたいということを一連で申し上げていまして、これは重複いたしますので、そこまでにさせていただきますけれども、ごみ焼却施設の工事費につきましては、いろいろ今、変動しております。過去にはトン当たり5,000万円程度。トン当たり5,000万円ですから、200トンですと100億円ですか。そういう単純な過去の例でやってきたわけでござい

ますけれども、現状では相当量、建築の単価が上がっているという状況でございまして、今後、提案図書を検討いただいて、その更新の方法が定まった段階で精査して調査していく必要があるかと思います。現状では、トン当たりの単価は5,000万円は下らないであろうと考えてございます。

○6番【中野志乃夫】 それでは、予算上のことに関連することで伺いますけれども、やはり今回の予算そのもの、3市共同資源化施設をつくる前提で予算を組まれていると思います。ここで、いろいろ繰り返しは避けたいと思いますけれども、やはり前提として、この間、理事者側も、分別すればそれは資源になるという基本的な発想で一応答弁をしている現状ですけれども、実際今、プラスチックをめぐる状況が刻々と変化しています。

それで、これはぜひ組合のほうも各市も取り寄せて検討していただきたいのですが、プラスチックリサイクルに関して、プラスチック循環利用協会という財団が、一応業界団体ですけれども、資料を発行しております。これは最新の資料ですけれども、その取り寄せた中でこういう記述があるのですね。要は、廃プラスチックは現在自治体独自の判断で収集処理をされていますが、環境省はこれまでまちまちになっていた分別基準を可燃ごみとして統一していくこととし、2005年5月の廃棄物処理法の基本方針を廃プラについては云々ということで、埋め立ては行わず、熱回収を行うのが適当であるということを記述して、さらに、東京23区は2008年度から焼却エネルギー回収、埋め立てゼロを目指した取り組みをスタートさせた云々というような表現になっています。その記述の中には、平成24年度だけで売電とか売熱の収入によって23区では65.2億円、そういった収入も得ていると。流れとして、プラスチック業界自身も、基本的にはサーマルリサイクルの方針になっているということを明確に述べているのですね。

そうすると、どう考えても、今うちがやろうとしていることは、それと逆行

することになるのは明らかなわけですね。ですから、この辺の検討も含めて、 再度やはり今回の内容は見直すべきではないかと思うのですけれども、この点 はどうでしょうか。

○参事(施設整備)【片山敬】 そのプラスチック循環利用協会の資料というのはちょっと手元にないので、勉強不足で恐縮でございます。勉強していきたいと思います。ただ、可燃ごみとして焼却というのは、私どもも、資料を見ていないのでわかりませんけれども、今回の3市共同資源化事業というのは、容器包装のプラスチックについてはしっかり資源化をしていくのだと、これが4団体で合意した内容でございます。そして、それ以外のもの、これはまだこれから検討いたしますけれども、方向としては焼却していこうと。言い方はあれですけれども、ダブルスタンダードという形ですか、これまで不燃と可燃の間になった製品プラスチック、こういうものは積極的に燃やしていこうと。リサイクルできるものはしっかりリサイクルして、焼却するものは焼却していこうと。こういう考え方で成り立っているものでございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○6番【中野志乃夫】 では、最後に1点。今はあれですけれども、理事者側として、やはりお考えはどうなのですか。変わらないのか、もう一度検討し直す必要性を感じないのか。確かに、容器包装リサイクル法のもとではこういう形で進んでいますけれども、肝心の業界団体でさえ、各種統計で極めて具体的な資料を出しています。その中で、実際にプラスチックはリサイクルされていますと。80%リサイクルされているという結果が、最新の資料を見ると、出ています。ところが、中身をよく見てみると、当組合が言っているマテリアルリサイクルに関しては、結局そのうち22%。80%のうちの22%なのですよ。全体で言うと、ごくわずかな形でのリサイクルしかされていない。さらにこの資料を読んでいくと、驚いてしまうことに、204万トンが再利用されて

いますと。さらに、そのうちの167万トンは輸出されていますと。海外に行ってしまっているわけです。前にも述べましたけれども、中国等ほかの国に行って、ほかの利用をされている。残りは、本当にごくわずかなものが、よく写真で出されているような建築資材とかそういうものにリサイクルされているにすぎない現状があるわけですね。

ですから、その点を考えると、やはりますます今やっていることが、私たちが考えているようなリサイクルがされていない実態が出ているわけですから、この辺も含めて、やはりもう一度考えるべきじゃないか。つまり、それは予算的な、先ほど焼却炉のことの大変膨大な金額もかかることも踏まえて、もう一度見直す必要もあるのではないかと思うのですけど、その点の見解をお聞きしたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 現在の方向性の変更を考えていないかということだと思いますが、現在、容器包装リサイクル法の改正につきましては、経済産業省の産業構造審議会、また、環境省の中央環境審議会の合同部会の中でさまざまな議論が一昨年の9月から昨年の9月まで。それ以降は開かれていないようでございますが、さまざまな議論がされておりまして、議員ご披瀝の論点につきましても主に事業者側のほうから意見が出ているところでございますが、市町村側の考え、あるいは消費者側の考え、さまざまな考えがございます。私どもの4団体といたしましては、これまでご説明したとおり、容リプラ等につきまして、資源化を進める方向で事業を推進していきたいと考えております。

○3番【平野ひろみ】 ちょっと細かいことなのですが、参考資料のほうで伺いたいと思います。 1 1ページのごみ処理施設管理諸費のところで、薬品のところで細かく記載していただいているのですけれども、ここの部分で、昨年にはなかった薬品が載っているのであれば、それをちょっとご説明いただいて、なぜかという理由も教えていただければと思います。

それから、最後のページにダイオキシンの測定結果が載っているのですが、 これは4号炉の測定数値がこれまでにない数値、それでも基準は下回っていま すけれども、この理由といいますか、なぜこういう数値になったのかというこ とで把握していらっしゃればご説明いただければと思います。

2点だけお願いします。

○業務課長【小暮与志夫】 まず薬品に関してですけれども、この項目の中に 新しく来年度から使用するという薬品はございません。例年どおりということ になってございます。

それから、16ページのダイオキシン類の結果ですが、これは4号炉の24年度のダイオキシンの数字が少し高いということでよろしいかと思いますけれども、もちろん、国の基準が……。

- **○3番【平野ひろみ】** 済みません、間違えました。ごめんなさい。数字を見間違いました。私の間違いです。わかりました。ありがとうございます。
- **〇10番【須藤博】** 予算書の15ページに委託料がございますが、施設等維持管理委託料がございまして、プラント運転、こちらは運転員の方が外注としてずっと現場で働いていらっしゃると思うのですが、これはどの程度つかんでいらっしゃるか知りませんが、何人働いておられて、全員正社員なのかどうなのか、そして年収は平均どのぐらいもらっていらっしゃるのか、そういうことを伺いたいと思っております。
- ○業務課長【小暮与志夫】 プラント運転委託の人数等ということでよろしいかと思いますが、プラント運転は、ここにも記載しておりますけれども、焼却施設と粗大ごみ処理施設に分かれておりまして、それぞれ違う会社が請け負っております。焼却施設につきましては、所長、副所長を含めまして、日勤の整備班、それから交代で運転している運転班の人数を含めまして、36名在籍してございます。それから、粗大ごみ処理施設に関しましては、5名でございます。それから、粗大ごみ処理施設に関しましては、5名でございます。

す。

賃金等につきましては、詳しくは把握いたしておりません。

○10番【須藤博】 この委託料という中に、人が働いている、大事な仕事が入っているということで、すっかり中身が隠れてしまうということで、一体福利厚生がどうなっているのか、きちんとしかるべき給与をもらっているのかとか、そういうことも大事なことだと思うのですよね。前にも言ったことがあるのですけれども、こういうことはある程度委託する側としてもきちんと把握しておくべきではないかということは申し上げておきます。

○7番【中間建二】 今のご質疑にもありましたけれども、予算書16ページ、17ページの塵芥処理場建設費の委託料。私ども東大和市の議員として、この3市共同資源化事業、特に3市資源物処理施設の建設については、ずっと一貫して予算・決算の中で何度も質疑をし、現状で地域住民の理解・合意が得られないまま進めることについては全くおかしい、手順も間違っていますねということを何度も指摘してまいりましたけれども、現状、進められつつあるという中で、先ほどの平成26年度の補正予算についても、現状の計画で進めるという前提での補正予算であればやはり賛同できないということで、反対いたしました。今回についても現状のままであれば反対せざるを得ないかと思うのですが、今、地域住民の方々から、この進めようとしている3市共同資源物処理施設計画に対して、国や都に対して意見書が出されたと聞いておりますけれども、この点については組合としては承知されておりますでしょうか。

〇計画課長【木村西】 住民の方から、国、また、東京都に対しまして、意見 書の提出があったということは認識をしております。

○7番【中間建二】 私の理解では、当然、組合や4団体が、そもそも地域住民の理解・合意を得て事業を進めたいということで4団体で確認をし、進めようとした事業でありますので。それで、現状では理解・合意が得られていない

ということもこの組合議会の中で確認をし、それでも理解を得る努力をしながら進めるということが今の現状かと思いますが、今、このような意見書が国や東京都に上げられて、現状では合意していないので交付金の手続を進めないでくださいということをはっきり意思表示されておりますので、当然のことながら国や都はこの意見書を重く受けとめて、そのような判断になる可能性が非常に高い、また、そうせざるを得ないと私は認識をしております。その際には、当然これは交付金なしでは事業ができない、この事業はとまってしまうというふうに私は理解しているのですけれども、その点についての組合の認識を伺いたいと思います。

○計画課長【木村西】 この事業につきましては、交付金を得ながら進めていくということで推進をしております。 意見書の提出があったわけでございますが、私どもといたしましても、反対の方がいらっしゃるというのは承知しておりますので、その方々に対してもしっかりと丁寧に説明をして、少しでも理解を深めていただけるように努力していきたいと考えております。

○7番【中間建二】 理解を得る努力をしたいということはわかるのですが、いずれにしても、交付金申請そのものが、国や都がこの地域住民の意見というのは非常に重く受けとめざるを得ないということかと思いますので、現状のままで進むことについては非常に難しい状況だろうと思います。それで、私なり東大和市の議員の立場としては、何度も申し上げていますけれども、いわゆる迷惑施設というようなものが東大和市で全く持てないということでは絶対ないわけですよね、これについては。東大和市が、当然、3市共同でごみ処理事業を安定的に行っていくために、本当に必要なものについてはお金もかけなければいけないし、我々議員としても地域住民に必要な施設については受け入れてもらいたいということは言わなければいけないという責任ある立場だと思っております。しかし、現状で今の手続、手順の進め方、また、今示されている中

身については、とても私は議員として地域住民に、必要な施設です、ご理解くださいと言えるような中身にはまだなっていないので、私はそういう立場にはとても立てませんし、地域住民の方々も、そのような本来的に必要な手順を踏んで、施設の必要性だとか建設場所の妥当性だとか、また、ずっと繰り返し言っております、既に武蔵村山市と東大和市の2市は民間委託で処理できているものをあえて公設でやらなければいけないというところの、その処理方法の妥当性がなかなか合意がされていない中では進められないかなと思っております。

最後に1点だけですけれども、参考資料の組合の方針ですね。1ページの組合事業の基本事項。関係法令を順守し、効率的で安定したごみ処理事業を行うということで、法令順守は、行政である以上、当然ですし、また、効率的で安定したごみ処理事業を私も真にこの組合事業の中でやってもらいたい、当然やるべきだと思いますけれども、今の3市共同資源化事業が効率的と言えるのかというところを、本当に皆さん執行される側としてそういう認識でいらっしゃるのか。現状で、サーマルリサイクルの話も先ほど中野議員からもありましたけれども、費用の面でも、また、3市のそれぞれ大きな税金を使ってやらなければいけないごみの中間処理事業というものが、今、進められようとしている、また、進めたいということで執行側として予算上に計上している事業が、本当にこれで効率的で安定したものというふうに判断できるのか。コスト比較もない中での、この組合の基本方針、基本事項と全く現状の中身については齟齬があるんじゃないかと思いますけれども、この点についてのご認識を伺いたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 確かに、効率性の追求というのは非常に大切なことで、基本事項の第一に掲げている問題でございます。私どもは与えられた条件の中で一番効率的な方法を常に追求していきたいと考えております。また、これからの3市のごみ処理の枠組みにつきましても、循環型社会の形成という大

きな目標に向かいまして、その中でいかに効率的なシステムがつくり上げられるかということを常に考えて事業を推進していきたいと考えております。

〇7番【中間建二】 現状では全く効率的な計画にはなっていないと思います。 以上です。

○5番【尾崎利一】 参考資料の5ページのところで、ごみ搬入量等の実績及び見込みということで出ています。各年いろいろありますけれども、平成27年度の、これは見込みということでしょうけれども、東大和市のところだけ増加の見込みになっています。ほかはおおむね減少ということですが、ここら辺がどういう理由に基づいているのか、伺います。

それから、同じ参考資料の8ページ、9ページの分担金の推移のところで、 先ほどご説明がありましたけれども、分担金を平成27年度は引き上げるとい う内容で、1億円引き上げているのかな。それで、9ページのほうを見ますと、 繰入金を減らすんだと。その繰入金を減らす理由は、財政調整基金の適正残高 確保のためだというふうになっているわけですけれども、ちょっと私の見落と しかもしれませんが、財政調整基金の残高についての資料が見当たらないよう に思えるのです。財政調整基金の残高と施設整備基金の残高については、やは り参考資料等の中で歴年の状況をお示しいただく必要があるのではないかと思 いますけれども、そこら辺について。数値も伺いますけれども、資料の内容、 どういうものを整備するかという点についてのご見解を伺います。

それから、16ページのところで、先ほど質疑がありましたけれども、ダイオキシン類測定結果ということで出されています。3号炉、4号炉、5号炉で、ダイオキシン類濃度が一番低いのが3号炉で、その次が5号炉で、一番高いのが4号炉、おおむね傾向としてそういうふうに見えますけれども、これはどういう理由でこういう差が生まれているのか、伺います。

それと、予算書のほうの16ページ、17ページの3市共同資源物処理施設

の関係で、先ほど中間議員のほうから指摘がありましたけれども、周辺住民の 意見書ということですが、この意見書がどういう団体、どういう名前で出され ているのか、ご存じだと思いますけれども、伺いたいと思います。

○業務課長【小暮与志夫】 まず、この予算のごみ量ですけれども、組合の予算を作成するに当たり、組織市から予測として出していただいているごみ量でございます。東大和市は、昨年の10月から一般家庭のごみ有料化・戸別収集を始めておりまして、重量が減っております。この計算は、市民1人当たりの年間のごみ排出量は減っております。ただ、来年度のごみの推計に当たりまして、市内の人口が増加するということを掛けますと、全体として、組合へのごみの搬入量が増加していると、このように伺っております。

ダイオキシン類の測定結果、16ページでございますが、確かに、4号炉、5号炉と比較いたしますと、3号炉が低い傾向にあると。これは焼却炉の形状といいますか、3号炉と、4・5号炉の、排ガスの処理に至るまでの機械装置というのですかね、装置は同じなのですけれども、滞留時間の違いとか、そのようなことがありまして、3号炉はやや低い傾向が見えております。4号炉と5号炉は、そういった施設のことで言いますと同じ状況ではございますが、このデータを見ますと、やや4号炉が高いという傾向は見られると思います。十分基準値のほうはこれからも監視をして、低い値にとどめていけるように運転管理をしていきたいと思っております。

○総務課長【藤野信一】 分担金が平成27年度1億円増ということですが、 平成24年度から平成26年度まで3カ年で4億円ほどの財政調整基金を取り 崩しをしてきたのですが、財政調整基金へ取り崩したことによりまして分担金 の増を抑制してきたということがございます。平成27年度については、平成 26年度と平成27年度は予算規模が同額となっておりますので、分担金を抑 制するためには財政調整基金の繰り入れが必要と考えまして、財政調整基金を 引き続き繰り入れをしたのですが、平成26年度末で、3億4,000万円ほどの残高になります。平成27年度にこのまま予算の繰り入れをいたしますと、2億4,000万円ほどになる予定でございます。組合としましても、緊急に炉が故障した場合にごみ処理を他団体にお願いする場合のことを考えますと、やはり平成27年度末の2億4,000万円がぎりぎりのラインと考えておりますので、この金額を維持するために分担金を増額せざるを得なかったという状況でございます。

それから、施設整備基金でございますが、平成26年度末ですと、約21億円の残高になります。目標額が約29億円ですので、7割ほどの残高になっております。参考資料のほうにこういった金額を載せていないということでございますが、今後研究させていただきたいと思います。

○計画課長【木村西】 意見書についてでございます。周辺地域のマンション管理組合の方、あるいは自治会等の団体で、合計7団体からの意見書ということで認識をしてございます。

○5番【尾崎利一】 参考資料の4ページ、5ページのところに関しては、今 ご説明いただいたのですけれども、平成26年度は人口は1.8%増えているけれども、ごみ量が減っている、27年度は人口は1.7%の増加だけれども、ご み量が増えているということなので、ちょっと今のご説明だと若干齟齬がある のではないのかなと思いますので、その点についてもう一度伺います。

それから、8ページ、9ページのところは、内容はわかりましたけれども、 やはり組合を運営していく上での財政調整基金や、それから、施設整備を目前 にしているわけですから、施設整備基金の歴年の残高等についてはやはり資料 として載せていただくように要求しておきます。

それから、16ページのほうはわかりました。

それで、予算書の16ページ、17ページの、今の意見書の件ですけれども、

7団体ということです。周辺のマンションだけではないですけれども、自治会などの理事長名での意見書ということになっていますので、これは非常に重い意味があるのではないかと。要するに、反対されている方の有志の団体ということではなくて、マンション管理組合と、それに基づく自治会の理事長名で出ているということになると、周辺住民の方々の総意としてそういう意見書が出ているということになりますし、先ほど説明していきたいということでしたけれども、この意見書の冒頭で言っているのは、肝心の施設建設の是非について、立地等についての協議の場がないということがまず冒頭に触れられているわけですよね。ですから、組合の側が幾ら説明すると言っても、それは説明するだけであって、協議の場が全くないではないかというのをずっと周辺住民の方々は言っているわけです。そういう周辺住民の方々の自治会の理事長名での提出になっていますので、極めて重いと。国や東京都がどう考えるかということはもちろんありますけれども、衛生組合として、それから、それを構成する3市として、これは非常に重いものだと思いますけれども、その点での受けとめ、どのように認識しているのか、伺います。

○業務課長【小暮与志夫】 東大和市のごみ量の件でございますけれども、この表で、平成25年度は実績が入っております。平成26年度はまだ実績が出ておりませんので、予算ベースで入っておりますので、実績対予算ベースということの差があるかと思います。今年度また、データ上、増えているのは、先ほどお話をさせていただきましたけれども、個人の排出原単位としては減量していると。その上で市民の人口が増加するということで、ごみが増えているという状況でございます。

〇計画課長【木村西】 意見書についてでございます。このような意見書が、 国、あるいは都に提出されたということで、これは重く受けとめているところ でございます。そういう中でありますけれども、今の3市共同資源物処理施設 整備地域連絡協議会というところで協議のほうは重ねさせていただいておりまして、ご説明もさせていただいている状況ではございます。そのほかに、その中でまだ納得できないとか反対の方がいるというのは認識しているところでございますけれども、例えば自治会ですとか管理組合のほうでそういった会議の場を設けていただくようなときには、こちらからもその会議に出席をしまして、丁寧にご説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長【森田憲二】 ここで約10分間、休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時14分 再開

○議長【森田憲二】 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番【尾崎利一】 予算書16ページ、17ページのところの資源物処理施設の関係ですけれども、反対の方には説明を今後も続けていくということでしたけれども、意見書は周辺の、施設から直近の5つの自治会の理事長名で出されているわけで、その点では、一部住民が反対しているのではなくて、直近の住民が総ぐるみで反対という状況がこの意見書で明らかになっているわけです。先ほど、周辺住民の協議機関をつくっているということですが、その協議機関においても施設の立地や必要性については協議事項から外されているという中で、協議の場がないというのがこの意見書で冒頭に出されている問題でもあります。ですから、重く受けとめるというのであれば、そういう協議の場をきちんと設けて話し合いをしていくという姿勢を、組合としても、そして3市としてもとるべきだと考えますけれども、この点についての見解を伺います。

〇計画課長【木村西】 施設整備地域連絡協議会でございます。こちらの協議会につきましては、要綱で設置をしておりますけれども、そこに、施設の建設に際しまして、施設の姿ですとか環境の影響に関することについて協議をして

いくというところで設置をさせていただいております。そういう中ではございますが、これまでの協議会では説明会の中で立地ですとか必要性につきましてはご説明をさせていただいているところでございます。また、協議会の中でも、全く意見を聞かないということではなくて、これまで会議以外にも、類似施設ですとか最終処分場ですとかそういったものの施設の見学、あるいは化学物質に関する勉強会ですとか、このようなものにつきまして、その協議会、住民の方の要望に基づきまして実施をしているというような状況もございます。こういった丁寧な対応をしていくことで、少しでも理解を深めていただくように努力をしていきたいと考えております。

○5番【尾崎利一】 では、協議事項について変更は考えていないということですか。

〇計画課長【木村西】 協議事項につきましては、繰り返しとなりますが、設置要綱におきまして、建設に際して、環境のこと、あるいは施設の姿のことで協議をしていくということになっておりますので、その内容で協議をしていきたいと考えております。

○4番【細谷正】 それでは、2点伺います。参考資料のところでは1ページ に当該年度における主要ということで集約をされておりますので、その中から 2点、伺っていきます。

一つは、(1)の③のところにある「あらゆる機会を通して、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築する」という、一文書かれているというのみになるわけですけれども、例えば、今年でしたでしょうか、今年度と言っておきましょうか、組合では地元で、組合として職員の皆さんを対象にした防災訓練、そういったときに地域住民の方にそうした周知を図られていたと思うのですけれども、予算上、見えてこないことも含めて、構築ということでは、主立ったことはどういうことをされていくのか。これは予算ですから、どういうこ

とをされていくのかということで伺っておきます。

それから二つ目は、(2)の⑩と⑪と⑫、そして⑬です。大きくは、今回の予算の中では、金額、規模としても大きい部分になっているなと思います。先ほどの議題でも、補正予算の第2号のところでも、先行して実施するというような趣旨で説明もされましたけれども、基本構想が示されて、地域住民の方が数値的な情報をしっかり見ていきたいんだとする強い希望もあり、いずれの業務委託も今回計上されたと思うのですが、予算措置をするものについてはこの4本で完結すると考えていいのですかということを伺います。

○事務局長【村上哲弥】 1点目でございます「あらゆる機会を通して、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築する」という点でございますが、私どもといたしましては、まず広報の面から言いますと、ホームページでできるだけ会議等の詳しい情報をお知らせする、あるいは広報紙である「えんとつ」、あと、行事といたしましては、組合が地域住民とともに共催しております「えんとつフェスティバル」、あるいは組織市が行っております環境関係のイベントに私どもが出かけていって広報するといったこと等々、また、足湯につきましてもいかに組合が環境について配慮しているかという広報の場にもなっておりますので、そのようなことを通じまして、信頼関係、協働関係を構築していきたいと考えております。

○参事(施設整備)【片山敬】 参考資料の1ページの(2)の⑩から⑬の4本の事業についてということで、定量的データを望む声が多かったということから、補正予算で生活環境影響調査(現況調査)のほうの補正を認めていただきましたけれども、そのほかの定量データはほぼこれでそろうと思います。

具体的には、生活環境影響調査(現況調査)のほうは説明を申し上げましたので省きますが、施設の実施計画のほうでは、必要な測量であるとか地質調査、 土壌調査、その他試験、設備機器の基本の設計、建設のスケジュール、調査や 届出等の事務手続、こちらをまとめまして、私どもが資源物処理施設の発注者 として、必要となる事務を取りまとめる、こういう内容でございます。

発注支援の業務の内容につきましては、これから性能発注ということで、設計つき施工契約ということで工事をお願いしようと思っておりまして、その関係で、見積もり設計仕様書の作成であるとか、見積もり参加業者の選定資料の作成、また、技術評価、最終的には工事発注仕様書の作成と、ここまでを考えている内容でございます。

また、不燃・粗大ごみ処理施設の基本計画の策定業務委託につきましては、 資源物処理施設は実施計画でございますけれども、これは施設の基本配置、それから基本スペックが決まっております。こちらも含めてやるということで、 基本計画というふうな名前にさせていただきましたけれども、必要な既存設備 の移設、仮設の計画や測量、地質調査、施設の配置、設備機器の基本設計、建 設スケジュール。資源物処理施設の実施計画と同様でございますけれども、組 合が施設の発注者として必要となる事務を取りまとめようと。これはもちろん、 定量・定性データを含めてまとめようと。このように考えているところでございます。

○4番【細谷正】 わかりました。どうもありがとうございます。 2 問目で伺いましたけれども、大前提となっているのは、 3 市と組合の 4 団体として、いわゆる行政の責任として、この資料作成、あるいは作成されたものを市民に示していくということの責任が果たされる、そうあるべき数字上のデータ、それはつぶさに市民の方に見せられるような対応を図ってほしいというふうに、これは希望ということにもなりますけれども、お願いをしていきたいと思います。 ○2番【磯山亮】 それでは、負担割合算定方法についてなのですけれども、均等割10%と投入割90%ということです。前の議会で私自身が、ここの割合についての検討については今までしてきたことがあるのかという質問をさせ ていただいたのですけれども、本年度の割合の決定をするに至ってそういう検 討がされたのか。また、多摩のほかの地域の清掃一部事務組合の負担割合等、 もし資料があれば、教えていただければと思います。

2点目なのですけれども、先ほどから施設整備地域連絡協議会のお話も出ています。私もホームページで議事録が載っているものを、最新のものは見させていただいたんですけれども、今までの会議の結果をどう捉えていますか。あと、どういった声があったのかとか、その認識をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長【藤野信一】 分担金の負担割合のことでございます。以前はごみの搬入量だけで算定をしていたのですが、平成14年度から、3市で相談いたしまして、固定経費の10%を導入しまして、10%が均等割、90%がごみの搬入割合というふうに決定して、現在それが継続されているわけです。今年度については、その経過を受けて積算しております。

それから、他団体のことなのですが、若干ほかの組合でも均等割を導入している組合もあるようです。10%から20%ぐらいまでの間で導入している組合があると聞いております。詳細のデータについては、現在持ち合わせておりません。

○計画課長【木村西】 地域連絡協議会の状況でございます。おおむね月1回のペースで開催しているところでございますが、会議の状況では、毎回テーマを決めてその会議を開催しているところでございます。その中で、会議録をごらんになられているということでございますが、先ほど申し上げた、例えば立地の話ですとか必要性の話になるようなこともありまして、反対であるというような方のご意見も多くいただいているところでございます。そういう中でありますけれども、反対の方ももちろんいらっしゃいますが、いろいろな考えの方がいらっしゃいますので、引き続き丁寧な説明に努めていきたい、また、テ

ーマに沿った内容で協議会が進められるように努力していきたいと考えております。

○2番【磯山亮】 まず負担割合の算定方法の件なのですけれども、確かにおっしゃられるとおり、均等割を導入しているところもありまして、それが10から20%というのもありました。私もちょっと調べてみたんですけれども、多摩ニュータウン環境組合中期経営計画というのを見ていたら、周辺の組合の負担割合の一覧とか載っているのですね。去年、議会でも意見を言わせてもらったのですけれども、結構すぐ調べられるのではないかと思うのです。そういうものに関してきちんと調べていただきたいですし、多摩のほうだと、財政計画、ビジョンの中で、負担割合をどうするかというのは論点として上げて議論しているわけですよね。平成14年からということで、社会状況も変わってきていますし、そのあたりは提案させていただくので、またしっかりと研究というか、調査して、時代に合ったものを考えていってもらいたいと思います。これは意見で結構です。

2点目なのですけれども、会議の結果はわかりました。これは何で質問したかというと、今回の予算というのは、やはり執行機関として議会に提案されているわけです。執行機関というのは、別に議会の議決を執行するだけではなくて、地方自治法には「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」とあるわけです。結局、今回の予算というのは、特に3市共同資源化処理施設に関しての大きなものが入っている。それは執行機関としてどうしても必要で推進したいという意思のもとに提案されているものと私は議員として捉えますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。そこははっきりとお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、最後に、自治法の規定が変わって、一部事務組合の、抜ける、抜けないという規定が変わられたというのは皆さんご存じだと思うのですけれど

も、変わってきた中で、今後の、当組合に関する管理者として、この組合をどうやっていくのかという、今の方針というか、決意というものをお聞かせいただきたいと思います。多摩ニュータウン環境組合中期経営計画をちょっと見てみたのですけれども、うちで言ったら小平・村山・大和衛生組合が中長期的にどういうことを目指していくのか、その課題は何かというのを、戦略を立てて明示しているのですよね。それって、すごくわかりやすいなと思って。例えば、3市共同資源化の構想案の中にも、まず頭に3市の廃棄物処理計画から目標を引っ張ってきて、横並びになっているわけです。それって、例えば東大和市とか武蔵村山市は、拡大生産者責任ですか、大きくしていくよ、みたいに書かれていたり、有料化の位置づけも違うでしょうし、そういうものを統一していくというのがこの事業の根本にあるはずなので、その辺のビジョンをぜひお示しいただきたいと思います。

以上です。

○管理者【小林正則】 小平・村山・大和衛生組合は広域行政でありますので、管理者としては、構成が34万人になりますが、この34万人の最大の広域的な利益を追求するという立場でこれからやっていきます。その立場に沿って、どういう施設が必要なのか、どういうごみの回収、運搬処理、処分、こういったものが必要なのかということを、今ちょうど3市共同処理と不燃・粗大と焼却、これは一体ですから、それは全部関連していますので、これが全部そろって初めて34万人の広域的な利益が保障されるわけであります。ですから、それは回収の方法も含めて、最大限その効果があらわれるようなやり方を、これから構成3市の皆さんと協議を図りながら。それは全部が全部賛成することはないとは思いますけれども、これは最大、やはり理解を得ながら、将来に向けて、次世代に向けて責任を負える広域行政を進めていきたいと思っております。

向に沿って、平成27年度小平・村山・大和衛生組合の一般会計予算について は編成をしたものでございます。

○3番【平野ひろみ】 1点だけ、もう一度伺います。先ほどから出ている施設整備地域連絡協議会のことなのですけれども、今回要望書も出たということも含めて、平成27年度以降の地域連絡協議会をどのように進めていくのかというところで伺いたいのですが、今年度の中では、先ほど化学物質に関する勉強会も行ったというようなお話もありました。予算の中にも使用料にも含まれていますので、来年度も、そういった学習会も含めて、協議という形をいかに市民と組合側との協議の中に持っていけるかどうかというところで、どのような協議会の進め方を考えているのか、お考えだけでもいいですし、もう少し具体的に何か進め方の提案を持っていらっしゃるようでしたら、そこのところだけを伺えればと思います。これまで月1回程度ずっと続けてきている協議会ですので、引き続きもちろん継続していくのだと思いますし、できるだけ多くの、前向きな、建設的な話し合いに向けての協議会となっていくことを希望しておりますけれども、来年度に向けての進め方について、ご確認をさせていただければと思います。1点だけお願いします。

○参事(施設整備)【片山敬】 地域連絡協議会の今後のことについてでございますけれども、先ほど事務局長のほうからも私どもの計画課長のほうからもお話があったとおりでございますが、意見書を受けまして、私どもとしては、この地域連絡協議会は最も適切な協議の場と考えてございます。ただ、どうしても反対でおられる方、それから、経緯自体もよくわからないという質問も多くいただきます。このことについては、協議会の場でも申し上げているのですけれども、例えば自治会の会合であるとか管理組合の総会であるとか、そこにちょっと時間をつくっていただければ、そういう場にお邪魔をして説明させていただくということをコマーシャルはさせていただいております。そして、やはただくということをコマーシャルはさせていただいております。そして、やは

り施設整備を前提として、施設の環境対策、それから施設の姿について、この 二つが今後協議を進めていく柱になってくるかなと思います。施設の姿につい ては、既に施設そのものが高過ぎるというご指摘を受けておりまして、そのこ とについては今度、施設整備の実施計画の中で、実際に図面を引く中でどの程 度まで下げられるのか、こういう検討をしていく、住民の皆さんと協議しなが ら進めていくということが一つあると思います。それから、先ほどいただきま した生活環境影響調査の現況調査ですけれども、この調査地点の調整であると か調査結果の報告、こういうことを中心に平成27年度は実施していくという ことになってくると思います。

○3番【平野ひろみ】 どうもありがとうございました。これからさらに具体化していくところで、調査を含めての報告と、やはり専門的なことではなかなか住民にはわかりにくいので、その辺は丁寧にご説明をしていっていただきたいということと、具体化して、見えてくる段階で新たな課題も出てくるでしょうし、いろいろな疑問点について専門の知識を持っていらっしゃる職員の方がこれまで以上に丁寧に対応していただければと思います。要望だけでお伝えさせていただきます。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑ございませんか。

〇10番【須藤博】 先ほど参事のご説明に、共同資源物処理施設ができたら容リプラ以外のものは燃やすようになるというようなご説明がありましたけれども、この施設ができたときには、燃やす量は増えると思ってよろしいのでしょうか。将来計画にかかわってくるのかなと思いますので、伺います。

それから、東大和市の議員さんは非常に慎重論を唱えていらっしゃって、地域の方もなかなか厳しいということで、当然我々も気にせざるを得ないわけですけれども、国の方針として、今、容器包装リサイクル法があるわけで、それに基づいて今の計画は動いているのだと思うのです。これが今、どうもだんだ

んとプラは燃やす方向に行きつつあるのかなと、ちょうど過渡期の難しい時期なのかなという感想も個人的に持っております。当然、国の補助金をもらってこういった施設をつくるわけですけれども、もし今後、国の方針等が変わって、つくった施設が要らなくなりましたよとか、あるいは何らかの廃棄の問題等で公害等が発生しましたということになって施設が使えなくなった、あるいは国の方針変換で使えなくなったというときには、補助金は返す必要があるのか、返さなくていいのかというようなことを伺いたいと思います。

それから、先ほど磯山議員でしたか、お話がありましたけれども、3市がある程度将来計画をごみ処理についてはきちんとしたものをつくっていくべきだというのはまことに同感です。収集の方向も含めて、ごみ処理については3市なるべく足並みをそろえるべきだということは以前から言われておりますけれども、こういったことはふだんの管理者会議等でどの程度話し合われているのかどうなのか、この3点を伺います。

○参事(施設整備)【片山敬】 3市共同資源化事業、そのうちの3市共同資源物処理施設をつくることによって、ごみ焼却量が増えるのかというご指摘が1点目だと思います。私ども4団体は、ごみの量を減らすことを基本に容器包装プラの資源化をしております。先ほど申し上げましたが、それと同時に、今、不燃と可燃で多少市ごとに温度差がある製品プラの部分の処理を可燃のほうにしていきたいという方向で一致しているので、具体的にはこれから検討していくということになります。そのことによってどう変わるかというと、今、破砕可燃物として焼却している量が減るということになるだけで、全体としては、資源化によって、燃やすごみの量は減る方向になるものでございます。

それから、2点目の容リプラは今後燃やす方向じゃないかということでございますけれども、先ほど中野議員でしたか、プラスチック循環利用協会の資料によると、そういうことが書かれているというご指摘を受けたのですが、不勉

強で申しわけございません。私どもとしては、容リプラについては燃やす方向にはなっていないと。そういう話はニュースとしては入っておりません。また、23区の例をとられておっしゃられておりますけれども、23区では事務組合の立場、23区清掃事務組合では、燃やすという判断をして、区側のほうでは、容器包装プラスチックは約半分の区が資源化をしているという状況ですから、私どもの方向と全く同じ。私どもも、容器包装リサイクル法のプラの資源化がかなったならば、燃やせるプラスチックは燃やしていくという方向で焼却施設のほうの設計に入っていきたいと考えているところでございます。

○計画課長【木村西】 3点目の、3市の足並みをそろえた取り組みということでございます。3市共同資源化事業におきましても、ソフト面といたしまして、資源化基準の統一などをうたっております。これらに基づきまして、3市と組合から人員を募りまして、資源化部会というのを再開しまして、検討を進めていくというような状況でございます。

〇10番【須藤博】 わかりました。なるべく3市が足並みをそろえるような 形を一生懸命やってほしいなと思っております。

それで、燃やす、燃やさないとかという話は、現実問題として、せっかくきれいに洗って分別して出したものが、結果的にはサーマルにしてもマテリアルにしても燃やされる量が多いという処理の仕方になっておりますので、そういうことを考えますと、今後、今の段階はかなり過渡的で、本当に現実に即しているのかどうなのか、国の方針が将来変わりかねないなという危惧を感じていまして、そういう部分で伺いました。ですから、こういった計画を進めるときには、最悪の事態も想定しながら進めるべきなのかなという感想を持っております。

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論については一括して行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第5号「平成27年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の 挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

〇議長【森田憲二】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 東京都市町村議会議員公務災害補 償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規 約の変更について

○議長【森田憲二】 日程第9、議案第7号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務 災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

〇管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第7号につきまして、説

明を申し上げます。

本案は、平成26年12月24日付で秋川衛生組合から、平成27年3月31日をもって解散することから、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に対して、脱退したい旨の申請があったものでございます。このことから、共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の一部改正について、提案するものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 以上で質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「討論なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

議案第7号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに 決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 森田憲二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 虻 川 浩

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾崎利一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 濱浦雪代